



牛マルキンは新たな法律制度である 「肉用牛肥育経営安定交付金制度」 としてスタートしました！



(平成30年12/30～令和4年3/31)

1 法制化ポイントと交付金の発動の仕組みについて

ポイント

- 法律に基づいた制度
- 補てん率は9割
- 交付割合は、
生産者:機構=1:3が基本
- 3年に1度の無事戻し
(残高がある場合)

交付金

- 肥育牛1頭当たりの「標準的販売価格」が「標準的生産費」を下回った場合に、差額の9割が交付されます。
- 令和2年3月販売より枝肉販売価格について、ブロック別算定を実施。

2 令和2年度 生産者負担金単価について (宮崎県)

肉用牛肥育経営の資金繰り対策として
牛マルキンの「納付猶予」を実施します。

- ✓ 肥育農家の資金繰りの支援のため、当面は6か月、牛マルキンの生産者負担金の納付猶予(実質免除、国費分(4分の3)を交付)を行うこととしました。

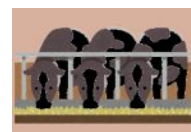
※ 登録生産者が飼養する登録肉用牛のうち、令和2年4月末から9月末までに負担金の納付期限を迎える全ての登録肉用牛が対象となります。

品種	請求月齢	肉用牛1頭当たりの負担金単価	負担金内訳	
			宮崎県	生産者
肉専用種	満25ヶ月齢	68,000円	1,100円	66,900円
交雑種	満22ヶ月齢	20,000円	400円	19,600円
乳用種	満18ヶ月齢	19,000円	600円	18,400円

負担金は、月末までに、協会からの負担金請求書に基づき納入してください。

3 個体登録申込について

- 登録申込は生後6ヶ月から14ヶ月に達する日までにすること
- 登録申込者の牛である証拠書類があること(購入伝票等)
- 肉用牛は全頭加入すること
- トレサ転出報告がなされていること



4 交付対象牛について

- 8ヶ月以上連続した期間、宮崎県内で肥育されていること
- 販売があった翌月15日までに委託先等へ届出が完了していること
- 販売の証拠書類があること(販売伝票等)
- 生産者負担金が納付されていること
- 生後17ヶ月に達するまで肥育されていること
- トレサ転出報告がなされていること



5 対象とならない牛について

- 繁殖雌牛、種雄牛、搾乳牛、妊娠牛(種付け含む)は対象となりません。
- 全廃棄牛(枝肉0円)、現金での売買は交付金対象となりません。
- 繁殖供用牛の販売報告を行った場合は、受け取った交付金は返還となります。



牛マルキン制度



事務手続きの流れ

牛マルキン制度加入するには

登録生産者は、毎年度2月末までに「肉用牛個体登録申込予定頭数報告書」を畜産協会へ提出していただく必要があります。

1 要件審査申請書 (3年毎に提出)
新規者のみ業対途中の参加OK

2 畜産協会を經由して農畜産業振興機構へ提出します。

3 農畜産業振興機構より「交付対象者登録通知書」が送付されます。

4 肥育牛補てん金交付契約の締結
畜産協会と生産者が契約を行う。

5 個体登録の申込
生後6ヶ月から14ヶ月齢までに事務委託先等へ個体登録の申込を行う。

個体登録の申込
肥育牛の生年月日の把握

申込みの前に必ず牛トレサに出生・転入報告を!

6 畜産協会より登録受付通知書 (ハガキ) を送付
申込月の翌月に送付します。

登録もれは交付対象となりません!!

申込頭数確認! もれナン!!

7 生産者負担金の納付
年度ごとに生産者単価の設定をします。畜産協会の請求に基づき納付して下さい。

請求月齢	
肉専用種	25ヶ月齢
交雑種	22ヶ月齢
乳用種	18ヶ月齢

8 販売の届出
8ヶ月以上肥育した後、販売した場合は、事務委託先等へ届出を行う。

販売しました。

届出

販売したらすぐに牛トレサに転出報告を!

9 交付金単価の公表 (毎月算定)
標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に差額に100分の90を乗じて得た額を公表します。

農畜産業振興機構のホームページに公表されます

10 交付金の交付
交付金の公表があった場合は販売月の翌々月末に交付されます。

交付!

交付金

制度についてのお問い合わせは

公益社団法人 **宮崎県畜産協会** 価格対策部 1
 〒880-0806 宮崎市広島1丁目13番10号 畜産会館内
 TEL.0985-41-9305 FAX.0985-24-3772

宮崎畜産ひろば 検索
<http://www.miyazakiken-chikusan.jp>
 facebook.はじめました!

